

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第6回定例会)

開会 令和元年9月11日(水)

閉会 令和元年9月11日(水)

午前9時00分

午前10時08分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 藤原 唯人 委員 長岡 雅美	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	学校教育課長	木戸 みどり
	教育次長	大和 一哉	学校保健安全課長	中前 洋一
	教育総括室長	村尾 政義	教育企画課係長	瀧井 佑介
	参与	八橋 徹	教育総務課係長	青木 威
	社会教育部長	上田 幹		
	学校改革部長	津田 哲司		
	学校教育部長	佐々木 理		
	教育総務課長	薩美 征夫		
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育人事課長	澤田 幸夫		
	文化財課長	合田 茂伸		
	同 係長	俵谷 和子		
	学事課長	竹村 一貴		
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### <教育長報告>

### <審議案件>

- 議案第33号 西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則制定の件 (学事課)  
議案第34号 西宮市文化財審議会委員委嘱の件 (文化財課)  
議案第35号 文化財を重要文化財に指定する件 (文化財課)  
報告第17号 人事に関する件 (教育人事課)  
報告第18号 人事に関する件 (教育人事課)

### <一般報告>

- 一般報告① 令和元年度 施策評価シートについて [教育企画課]  
一般報告② 教育委員会所管 平成30年度決算の概要について [教育企画課]  
一般報告③ 児童・生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和元年度第6回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、8月の定例会について議事録の承認を行います。議事録は既にお手元に送付し、確認いただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで各委員に確認します。傍聴者はおられませんので、会議は公開が原則ですが、一般報告②は市議会報告に関する案件、一般報告③は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>教育課程がいよいよ来年から、小学校から実施されていきますけども、今回、発達段階に応じた対応をどうするかということ、非常に言われています。幼稚園から高校までの教育をどうするかということで、西宮の場合は市立高校がありますので、幼児教育から高校教育までを体系的にやっていかなきゃいけないということになりますけど、その中で言われていることは、一つは体験から学び経験を積み上げていくこと。何を学ぶかじゃなくて、学んだことで何ができるようになるかということが非常に大切だということを言われています。特に幼児期については、メタ認知を、体験を通して育てることが大切だということを言われています。</p> <p>このことに関して、大分前に非常に有名になったスタンフォード大学のマシュマロ実験があります。どんな実験かというと、子供たちが部屋に入って、子供たちが好きなマシュマロが机の上に2個置いてあって、その子供に「15分間、食べ</p>

るのを我慢できたらもう一つかもう二つあげますよ。15分間我慢できますか」というふうなことを言います。「ただ、私は用事があるのでこの部屋から出ますけど、15分間我慢してくださいね」と言って出ていきます。子供たちが15分間我慢するわけですが、その15分間我慢できた子供と、我慢できずに食べた子供との違いが結局、10年後、20年後になったときに、子供たちに耐える力がついたか、つかないかということで、将来が変わってくるというような実験です。最近、ニューヨーク大学のテイラー・ワッツという先生を中心にして、実験の再現を行ったわけです。それはなぜ行ったかという、どうもマシュマロ実験は、被験者がスタンフォード大学の先生たち、または職員の子供でやったのではないかと。任意でいろんな子供を集めてきて実験したんじゃないということ言われて、ある意味、ある傾向の中での答えが出てきてるので、一般的にこれが全ての子供に当てはまるのかどうかということで、もう一遍やり直さなきゃいけないということでした。

そうすると、同じような結果にはならなかった。じゃあなぜ同じような結果にならなかったかということ調べてときに、やはり子供たちの経済状況によって、対応が変わってきてるというのが答えとして出てきました。

どういうことかという、ある程度経済的に豊かな子供は、日ごろ食べることに、特に問題がないので、普段どおりにしていたら、15分間ぐらいなら我慢するということができますけど、貧困というか、昔ですと私たちもあったと思いますけど、家族が多くてすき焼きを食べたら、もう生煮えでも肉だけ先にパーツと食べるということをやったと思いますけど、今はそんなことしなくても十分食べられるので、そんなことはありません。それと同じように、貧困状況の子供はいつ食べられるか、わからない。そういう子供を被験者にすると、そういう状況で15分間なんて絶対もたない。まず、もう食べる。確保できるものは全部確保しておくというような習性があるので、できません。それは要するに、耐える力をつけるというよりも、そもそもからそういう生活状態の中でなっているので、違うんじゃないかというふうな結論になってます。

ところが、それをまたさらに、ニューヨーク大学の日本の先生が、日本人がアメリカへ行って同じように実験をして、その結論から得られたのが、今のベースになっているみたいです。

どういうことかという、被験者の子供に説明をする人が、きちんと我慢できたら本当にすごいことになる、ただ「我慢しなさい」とか、「我慢したら二つあげる」というのではなくて、ほかにいろんな享受を与える。「こういうことをしたら

本当に君はすばらしいよ」とか言ってやると、我慢できるんだそうです。

ということは、どういうことかという、状況によって人間の行動というのは帰結することが変わるんだというのが、どうも今の結論みたいです。ある人は、家では非常におとなしいんだけど、職場に行ったらワーッと言う。今度は逆に職場では非常に人間的には厳格なのが、家では平気で嫁さんを殴ったり、DVになったりするだとかいうことは起こるので、状況によって人間の行動は変わっていくというのが結論みたいです。

じゃあ、そのためにどうするかって言ったら、日ごろの生活など、いろんなところで我慢をするだとか、自分の気持ちを一定にするということを、小さいときに訓練しておかないと、大人になったらなかなかその情動を抑えられないんじゃないかというのが、最終結論みたいです。

そういうことを受けて、このことについては文部科学省の「幼児教育のあり方」の中にも載っています。幼稚園のときには、自分の感情や行動を統制する能力をつける、そういうふうなことを幼稚園でもやらなきゃいけませんよと。それとか、学ぶ力を自分で一生懸命何かいろいろなことを調べてみようとかいう、そういう力もつける必要がある。それから、自分の思考だとかを客観的に捉える力、要するに他人の気持ち、「こんなことを言ったら、相手はこんなことで傷つくんと違うかな」とか、「こんなふうになんか物をとったりしたら相手が」と、相手の立場に立ってものが考えられる。そういうことを幼稚園の中で、いろいろな体験を通して体得してほしいというのが今回の幼児教育の中で出てきます。

それがきちんとできてないと、小学校に上がったときに、小学校の低学年、または幼児のときに、その力をしっかりつけてやらないと、将来困るとというのが、今回、出てきたわけです。その後、幼稚園や保育園、幼児教育の部分から小学校へ上がったときに、小学校の6年間というのは非常に発達段階で大きな差があるので、低学年、中学年、高学年によって、かなり発達段階に応じて対応の仕方を、授業のあり方を変えていかなきゃいけないというふうに言われてます。

特に、低学年は2年間で基礎基本をしっかりやるので、このときに生じた学力差が、その後の学力の拡大に大きな影響を与えるということを言われてます。

特に、つけてほしいのは語彙力。会話したりだとか、読書をしたりだとかいうことで、言葉の力をしっかりつけたい。ただし、ここでは語彙力として、基礎的な知識だとか、技能だとかそういうものに合わせて、言葉の理解をつけてほしいということを言われてます。ですから、読み書きそろばんということになる。きのうもテレビでやっていましたけど、子供に辞書を与えて、ページをめく

って例えば、きょうは何月何日ならそのページを開けて、めくってそこに書いてある言葉で知ってることについて、何か札をつけていって、その言葉を覚えていく。自分で調べて、言葉を知ったらそれを活用して意味を理解し、語彙力を増やしたり表現力を増やす。そうすることで自分の中にある感情が表現できるようになる。つまりただ「おもしろくない」じゃなくて、どうしておもしろくないのかということが、表現できる。そういう力をまず低学年でつけてほしいということを言われてます。

そのことに、もし子供たちがつまづいているのであれば、一人ひとりのつまづきを早期発見して、指導上の配慮を行っていくことが大切であるというのが低学年の目標です。ですから、理科だとか社会は生活科という中に入ってしまった、教科としてじゃなくて、いろんな体験や経験を積んでそのものを理解すると。そのかわり国語とか算数は、教科としてありますので、さっき言った語彙力だとか、計算力だとかいうものの基礎基本をしっかりつけなきゃいけないということになると思います。

その次に中学年は、そういうふうな具体的な活動や体験を通じて、低学年でつけたものを今度は教科として、どういうものにするかということになります。言葉も語彙力から今度は、物事を表現したり、物事の内容をあらわすだとかいうことで、思ったことを表現できるということになります。中身としては、かなり抽象的なものが入ってくる。そういうことを理解できるようになるということが、中学年で大事になってくることになります。小学校の低学年でつけた力が、中学年では今度はそれを発展させる。そこで抽象的な方へ変わっていくというようなことになります。

さらに高学年になったときに、子供たちの抽象的な思考が高まったのを、今度は能力として確実に身につける。だから専門性が必要になるので、高学年から教科担任制にならなきゃいけないと言われているのは、この部分のことを言われています。今までのように全て1人の担任じゃなくて、それぞれの先生の得意分野の教科をそれぞれ教科担任制度で教えていく。ただ、小学校の場合は、中学校の勉強ではありませんので、そういうふうな形でやっていかなきゃいけないんじゃないかなということが言われてます。

特に理科だとか、音楽だとか、体育だとかは、より専門的な人に、専門的な知識だとか行動を覚えてもらう必要がある。そのことによって、子供たちは自分たちの個性を伸ばすと同時に得意分野をつくる。この時期に多分それができてくるんじゃないかというふうに言われてます。それが高学年になります。

それを受けて今度は中学校に行くわけですから、中学校は義務教育の最終年度ということになりますので、各個人における能力を伸ばすとともに、社会における自立心だとか、国家社会の中の形成者としての基本的な資質だとかということをつけると同時に、小学校の上に中学校があって、中学校から次、高等学校へ今も進学率は98%以上になっていますので、後2%も高等学校へ行かないというわけじゃなく、専門学校とかいうふうなことで、高学歴のものはどんどんつけていこうとしていますので、その上で、中学校の義務教育の最後のときにそれができると、次の段階への接続ができるという形が必要じゃないかというふうに言われています。

最後に、高等学校では、中学校からの進学を受けてさらに大学へつないでいくという形になりますし、将来にわたって探求をする力だとか、社会に求められる資質や能力を育むということが大切になる。今、日本の場合は60%ほどが、大学の方へ進学しています。高校で就職する子供も出てきますので、ここである程度、いろんなことに対応できる自立する力をつけていかなきゃいけないのかなと言われていています。

その中で、どういうふうにして知識をつけていけばいいか、課題をどういうふうにして自分で整理すればいいんですかということ、言われていることがあります。一つは、学校の中でいろんなことを教えていますけども、知識の量だって幾らでも入るわけじゃないので、それをどういうふうにして子供たちが、頭の中で整理をするかということが大事なのではないかとされています。

幼稚園などで英語をやったりだとかいうことをやっても、結局、本当になかなか身につかないというのは、この部分なんじゃないかなと。頭の中に知識が入るといことは、ある意味で言えば、あるフレームワークだとかモデルがあって、それと結びつけて物事を覚えていきますので、その整理整頓が頭の中にきちんとできてないと、ただ知識が入ってきてるだけで全然関連性がなくなってしまうので、それをどうするか、モデルをどうつくるかということ、授業の中で教えてやらなきゃいけないということになります。

コナン・ドイルの「緋色の研究」の中で、こんなことがあります。なぜ、シャーロック・ホームズがいろんな事件を解決できるんだかというと、いろんな事件があったときの、いろんなものについて私は全部頭の中で整理してるんだ。要らないものは全部忘れてしまうんだと。際限もなく、自分は一つの部屋だとしたら、その中に家具が入っていて、その引き出しの中にいろんなものが整理整頓されて、どこに何が入ってるかすぐ取り出せないといけないんだということ、言ってま

す。要らないものをどんどん入れたら倉庫の中でぐちゃぐちゃになってしまって、もうあふれてしまって、最終的に何にも役に立たない。そうじゃなくてきちんと整理整頓をして、すぐ引き出せる状態にしてることが大切ということ、シャーロック・ホームズは言っています。コナン・ドイルが言っているわけですけども。ですから、役に立たない知識は、要らないんだと。自分にとって。だけど、今の大学の入試は、知識を問うている形のものでしたので、意味がわからなくても覚えられたらよかったですけど、これからは、そうはならない。そういう意味で言ったら、そういうモデルをどういうふうにするかということ。その理解したものを分析して、次に新しいものを創造してつくっていくということ、やっていかなければいけない。単なる物知りじゃないんですと。そのことについて深い知識を持って、より専門的なことをやっていく。知ること、そしてそれを発展していくということが大切だということをおっしゃっています。

ということになると、今度は小学校、中学校、高等学校を通じて、じゃあ、学校はどうするかというと、やはり年間のカリキュラムマネジメントが大事になります。どういうふうに教えていって、それがどういうふうに体系化していくかということ、きちんと低学年から、小学校ですと、1年生から6年生まで全体をずっと通したカリキュラムをつくっておかないと、それはできませんよということをおっしゃっています。

これらのことを、それぞれの学校がきちんとできるようになるためには、学校へいろんな啓発をしていくということ。ただカリキュラムができて時間割りがあるんじゃない、どういうふうに体系化していくかということ。そして今後どうするかということ、今回きちんと理解してもらわないとなかなか難しいのかなということを感じました。教育委員会としても、それぞれの学校へそういうことをきちんと指導していかなきゃいけないと思いましたので、今回この話をさせていただきました。私からは、以上です。

何かこれについてありましたらお願いします。

側垣委員

教育長のお話を伺っていて、たまたま私たち幼児教育・保育に携わる身として、先週の土曜日に神戸で研修会があって、京都大学大学院の明和政子先生、教育学部の先生なんですけど、その先生の話をお伺いする機会があって、最近少し、私のマイブームなんですけれども、子供たちの対人関係の発達というのは、もう胎児の時期から、お母さんが子供に語りかけると口をパクパク動かしたり、反応するというそういう実験があるんですね。やはり子供の発達には、でこぼこがあるっていう



	<p>か、真っすぐ右肩上がりに行くんじゃないという中で、どのタイミングで何をやるのかということが重要なんだと。だから、その発達段階で、例えば脳のシナプスとかニューロンとか、最大限に脳細胞が多くなるのが4歳ぐらいで、そこから人間が生きていくのに必要ないものをどんどん削り落としていくとか、必要なものを残していく作業になる。そういう中で、思春期も大切ですし、一番重要なところは生後8カ月ぐらいに感受性期っていうのがあって、そこで人間としての基礎がつけられていくんだと。</p> <p>そういうふうなお話を伺っていると、それぞれの時期にどういう教育であったり、いろんな刺激であったり、それから対人関係を提供するのがとても重要なんだということがあります。少し話をすると、例えば、NICU、新生児ですね、未熟児で生まれてきた子供たちが、針を刺されたりして、つながれているわけですよ。それがその子供にとってどういう影響があるのか。痛みを感じてないようだけど、本当は物すごく影響を与えてるんじゃないかっていうような、そういうふうな研究もあって、将来の定型の発達と非定型の発達について、やはり影響があるんじゃないかという研究もされてるんです。小学校に入ってからでは遅いんだとか、生まれる前からやはり私たちは、かかわりの中で大切にしていけないといけない。改めて私は、乳幼児の段階での大切なものは、やはり食う、寝る、遊ぶ、これをいかに子供たちに充実して提供するか。そういった経験ですよ。そういうものを提供するということが我々にとって非常に重要なんじゃないかなということを改めて、考えながら研修を受けてたんです。</p> <p>今のお話とつながることかな。やはりずっと見通しを立てて、かかわって行かないといけないんじゃないかなというのは、改めて思いました。</p>
重松教育長	ありがとうございます。ほかにございませんか。
前川委員	<p>私は教育長の今のお話を聞いて、最後のところでカリキュラムマネジメントの話が出ました。甚くそうだなと思ったのは、結局、各学校が創意工夫を生かして、カリキュラムをマネジメントしなさいと。これ、とてもいい言葉なんだけど、看板倒れになる可能性はありますよね。</p> <p>教科担任制で、また少し思ったんですけど、私は40年前教員になって西宮にご縁をいただいたころ、教科担任制というのは北夙川小学校や上甲子園小学校であるとかで、随分しっかりとされていたという記憶があります。高学年でね。例えば理科なら、北夙川の先生が、そこでどんなふうに学校としてマネジメントされ</p>

	<p>ているのか。次は英語です。英語についても、上ヶ原小学校で外国語教育が、小松小学校なんかでもされてたと思いますけども、取り組まれました。市内のいろんな学校で、英語クラブもできました。ところが10何年かしたら、影も形もなくなってるんです。</p> <p>事務局の方が、我々教育委員と一緒に学校を応援してあげてほしいのは、よさそうな思いつきとか、それからいろんな情報があふれる世の中で、これは確かにしっかり進めていきたいと思いますという支え。例えば、就学前教育のはだし教育。はだしにしたら本当によかったのか、それは何でされてきているのか、もっとしないといけないのか。それから西宮では、40年前に瓦木中学校にフリッカー値測定器、脳の覚醒ぐあいを測定する機器、もっと今はいいのがあるかもしれないけど。これで子供たちの脳の覚醒ぐあいが、40年前で既に小学生や中学生は、午後からやっとなんか脳が覚醒してきていて、放課後がピークだと。だから、明らかに放課後に塾に行って勉強するのは、脳にとってすごく勉強しやすい条件だとかね。</p> <p>そういうふうな、これまでやってきたことが、ノーならノーを、それから地域や保護者と、「北地区はこうやりましょう」、「広田小学校は、こうやってやっていきましょう」とかいう、責任をみんなで共有してカリキュラムマネジメントができたらよいなど。特に教科担任制については、また新しい研究とかが取り組んでいけるみたいですので、ぜひそういうことで期待したいと思います。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。ほかよろしいですか。</p> <p>それでは、審議に入ります。</p> <p>議案第33号「西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。学事課長、お願いします。</p>
学事課長	<p>議案第33号「西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明いたします。</p> <p>本改正は、今年度10月より始まります、幼児教育・保育の無償化に対応するため、市立幼稚園の利用者負担額について所要の改正を行うものでございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第1条及び第2条は文言の変更を行っております。</p> <p>子供・子育て支援法の改正に合わせ、第1条の「支給認定幼児」を「教育・保育給付認定子ども」に、第2条の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に変更しております。</p>

	<p>その下、第3条におきまして、これまでは、保護者の所得に対応した階層を設け、その階層ごとに保育料を定めておりました。今回、保護者の所得に関係なく全ての園児の保育料が無償化されますので、階層を廃止し、第3条は「利用者負担額は、零とする。」と表記しております。</p> <p>第4条は、先ほど申し上げました階層に関する規定、第5条は保育料の徴収期日を定めたものであり無償化以後は、それぞれ不要となりますので、全文を削除しております。</p> <p>4ページをご覧ください。最後にあります「別表」が、先ほど説明いたしました階層ごとに定めた保育料になっておりました。こちらの別表も削除しております。最後に、改正規則の施行日は10月1日としております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣委員	<p>幼稚園に給食はないのですか。</p>
学事課長	<p>市立幼稚園におきましては、給食の提供を行っておりません。</p>
重松教育長	<p>ほかによろしいですか。</p>
藤原委員	<p>1件だけ、すいません。2ページの表は、これは残るのですか。</p>
学事課長	<p>ご質問いただきました2ページの表は、平成27年にこちらの規則を改正しましたときに、時限措置の適用を定めた表で、附則として残します。</p>
藤原委員	<p>じゃあ、もう今後は適用がないということですね。</p>
重松教育長	<p>その前の文に説明があり、現在は附則の適用がないということです。</p>
藤原委員	<p>なるほど、わかりました。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。ほかにございませんか。</p>

	<p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第33号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第34号「西宮市文化財審議会委員委嘱の件」を議題とします。</p> <p>文化財課長、お願いします。</p>
文化財課長	<p>議案第34号「西宮市文化財審議会委員委嘱の件」について、説明します。</p> <p>西宮市文化財審議会委員は、1枚目の議案書の下の方、(参考2)の西宮市文化財保護条例第31条に基づく教育委員会の附属機関の委員で、その第2項に、委員は「文化財に関し学識経験豊かな者のうちから」教育委員会が委嘱する、と規定されています。また、西宮市文化財審議会は、文化財保護法第190条に規定されている「地方文化財保護審議会」に当たるものです。</p> <p>お手元の資料2枚目、四角で囲みました資料1の第24期西宮市文化財審議会委員候補者名簿をご覧ください。</p> <p>委嘱の期間は、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間で、委嘱する委員は6人です。そのうち、再任は1人で新たに委嘱する委員は5人です。</p> <p>資料2をご覧ください。現在の委員との新旧対照表です。新旧対照表は、文化財の担当分野ごとの一覧表としました。説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第34号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>議案第35号「文化財を重要文化財に指定する件」を議題とします。</p>

文化財課長	<p>文化財課長、お願いします。</p> <p>議案第35号「文化財を重要文化財に指定する件」について説明します。</p> <p>指定候補の文化財の名称は西宮の漁労用具で、点数は446点です。</p> <p>指定の種別は、有形民俗文化財です。</p> <p>2枚目の資料1をご覧ください。指定候補物件の概要を説明します。</p> <p>指定候補となる文化財は、西宮市内で使用されていた漁労用具で、昭和60年の西宮市立郷土資料館設立前から少しずつ寄贈を受けたものと、西宮市浜町の小屋にひとまとまりで保管されていた漁労用具を一括で寄贈を受けたもの、合わせて446点で、いずれも郷土資料館に収蔵している民俗文化財です。</p> <p>それらは、先の大戦後から昭和40年代まで使用されたもので、西宮で行われた漁業が衰退、消滅する時期の漁労用具の種類や移り変わりを知ることができる点で、重要です。</p> <p>浜町の小屋に保管されていたものは、かつて漁業を営んでいた男性のご子息からの連絡を受けまして、郷土資料館の学芸員が調査に向いて収集したものです。</p> <p>その後、平成25年度から30年度まで、郷土資料館において調査・研究を行った成果を文化財審議会に報告し、今般、文化財審議会から教育委員会に対してこれを文化財に指定するよう、建議があったものです。</p> <p>3枚目の資料2をご覧ください。今回の指定候補文化財の内訳です。</p> <p>4枚目から5枚目の資料3は、その写真。</p> <p>次の資料4は、文化財審議会から教育委員会への文化財指定に関する建議書。</p> <p>資料5は、現在、西宮市に所在する指定等文化財の件数一覧。</p> <p>次の資料6は、西宮市指定有形民俗文化財の概要。</p> <p>最後の資料7は、4枚ございますが、市内の指定文化財の指定種別ごとの一覧表です。</p> <p>なお、郷土資料館収蔵資料の概要ですが、全体では38,519点、そのうち民俗資料8,761点です。民俗資料のうち、漁労用具は1,421点で、今回指定候補となっている漁労用具は446点という内訳です。説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
前川委員	<p>いただいた資料の中に、一覧がありますよね。「西宮の漁労用具内訳」というも</p>

	<p>のですね。この中の、寄贈を受けた大漁旗、1なんですけども、西宮の中には、私なんかは年代的に昔、イワシが干してあって、それで浜に行ったら漁業をやっているという最後のころを覚えています。網元さんところの子と呼ばれる子がいたりとか。それから運動会するときには、大漁旗が地域でダーッと、地区が、浜町頑張れとか、久保町頑張れとか、そういうのをかすかに幼いときに覚えてる年代なんです。大漁旗ってすごい大事にされてて、そして、地域の中で引き継がれてる。こういう機会に、例えば大漁旗などの掘り起こしとか、神社とかにもう少し眠ってないかな、そんなことをふっと思ったりしました。それが一つです。</p> <p>それからもう一つは、砂どりの具ですか、パンフレットを我々教育委員もいただきました。それを見たりすると、ああ、おもしろいなと。いろんな体験的なことを教育委員会でもされてます。その中の「たこつぼづくり」、これってぜひこの機会に、たこつぼのことを少し知りたいので、「たこつぼづくり」って、どんなことをしたのかという、二つ目はそれを教えてほしいので、例えば大漁旗などは、もう少し掘り起こし、呼びかけとかそういうことができないのか、それと「たこつぼづくり」の二つ、少し課長さんの方から、お話聞かせてください。</p>
文化財課長	<p>一つ目のご質問にお答えいたします。大漁旗がほかにあるのではないかとご指摘ですが、可能性は十分ございます。ただ、今回、漁業者の方という限定で紹介いたしておりますので、委員がおっしゃったように、地域で保管されているものもあるのかもしれないということを念頭に置きまして、今後また郷土資料館の方で調査を進めていきたいというふうに思っています。あわせて、委員にも聞き取り調査をさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。</p> <p>2点目につきましては、文化財課の係長、俵谷よりお答えします。</p>
文化財課係長	<p>「たこつぼづくり」のワークショップについてなんですが、「テラコッタ粘土」という、乾燥すると固まるような粘土を使用しまして、それを親子で、本物のたこつぼを見ながら、それに合わせて製作するというワークショップを開催いたしました。</p>
前川委員	<p>何だこなんですか。</p>
文化財課係長	<p>サイズは、粘土の大きさに合わせましたので、何だこの大きさという形ではつく</p>

重松教育長	ってはおりません。展示の資料では、イイダコつぼであるとか、普通の真だことかというサイズのたこつぼを展示させていただいておりました。それを見ながら製作したということでございます。
重松教育長	漁業をまだやっている人っているんですか。網元などその辺の補助はあるの。
文化財課長	現在は、生業としてやっておられる方はいらっしゃいません。 今回、指定広報物件になっておりますこの426点のうちの、浜町の小屋に一括であったものをお持ちの方が最後の漁師というふうに考えられます。
重松教育長	ありがとうございます。ほかにありますか。
側垣委員	確かに、我々が子供のころ、鳴尾の浜で棚にじゃこがいっぱい干してあった。その景色を覚えてます。だから、何かそういう末裔の方がいらっしゃったら、お家にあるんじゃないかな。鳴尾なんかも漁師がたくさんいらっしゃったと思うので、そういうところに人づてに聞くなり、募集するなりしたらいいんじゃないかな。
文化財課長	漁業者、それから、その方々へのお話を伺うという件でございますが、この有形民俗文化財の指定に関して、平成25年度から調査したということをお申し上げしましたけども、それ以前の段階で関係する方に聞き取りをしまして、今津の方ですとか、鳴尾の方、それから中津の方、西宮浜の方という形で聞き取り調査をさせていただいて、一定の報告書をまとめさせていただいております。 それを踏まえて、有形民俗という形で今回、指定までもってこさせていただいたということでございますので、漁業の調査としては、その聞き取り調査が、無形の部分の調査と今回の有形の部分の調査とが一体というふうを考えております。
重松教育長	ありがとうございます。ほかにはありませんか。 では、なければ採決に入ります。 議案第35号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  (異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。

教育人事課長	<p>報告第17号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>教育人事課長、お願いします。</p> <p>報告第17号は、令和2年度の職員採用試験の実施について、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により承認したことについて、報告するものでございます。</p> <p>お手元の資料の2枚目をご覧ください。</p> <p>まず、「職員採用の実施依頼」となっておりますのは、正規職員を採用する場合、教育委員会に配属予定の専門職を採用する場合でも、総務局人事課へ採用試験の実施を依頼し、総務局人事課が採用試験を行うこととしております。</p> <p>これは今回採用する司書に限らず、文化財課に配属する学芸員や学校給食課に配属する栄養士についても同じく総務局人事課へ試験の実施を依頼しております。</p> <p>お手元の資料に戻りまして順にご説明いたします。</p> <p>採用試験の実施理由につきましては、図書館配属の再任用職員1名が満65歳を迎え、今年度末に退職するため、司書を1名採用いたします。</p> <p>採用条件は、資料内容のとおりでございます。</p> <p>教育長による臨時代理となった経緯と、採用数を若干名といたしましたのは、今年度当初に総務局へ採用計画を提出した際、採用試験の実施日を早めるほうが、人事確保の観点から有利な点が多いと考え、これまでの12月採用から試験日であれば早めてほしいと依頼をしてございました。今年度は、この点を考慮いただきまして、急遽総務局より12月の試験実施が可能であると、打診をいただきましたので、臨時代理承認により、試験実施の運びとなりました。</p> <p>今後より一層、総務局と日程調整、連携を丁寧に行うように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、採用人数につきましては、試験実施が2カ月早まった関係で、9月末を期限としております早期退職制度の意向調査や、再任用職員の来年度、任用更新意向調査の結果が未確定な状況で、募集を開始しております。</p> <p>司書にも早期退職者制度の対象者や再任用職員がいることから、退職者補充1名に加え、早期退職等が出た場合の退職者補充にも対応できるよう若干名で募集を行っております。</p> <p>今後の予定は、資料の記載のとおりとなっております。ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第17号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第18号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>教育人事課長、お願いします。</p>
教育人事課長	<p>報告第18号は、令和元年9月1日付人事異動について、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、お手元の資料のとおり承認したことを、報告するものでございます。</p> <p>今回の人事異動は、令和元年7月1日付で、小学校チーフ調理員1名が依願退職し、生じた欠員を解消するためのものでございます。</p> <p>異動内容のお手元の資料2ページのとおり、高須小学校のチーフ調理員が欠員の小学校へ異動となり、高須小学校の調理員がチーフ調理員に内部昇任いたしました。説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
前川委員	<p>今、説明いただいたように、チーフ調理員が退職したとか、欠けたときのことをちょっと教えてください。チーフ調理員はそれぞれの職場に1名ですので、チーフ調理員が今回のように欠けたとき、チーフ調理員がいなくて給食が実施されている期間があるように、日付では思います。</p> <p>チーフ調理員とそうでない方とは、勤務時間も違います。その職場では、どのように調理業務が実施されているのか。チーフ調理員が朝、物資を受けとったりなど、そういう時間帯的にもどう回っているのか、そういうところが少し知りたいなと思ったので、チーフ調理員が欠けた場合のその後の対応、このところがど</p>

教育人事課長	<p>うなっているのか、教えてください。</p> <p>ご指摘いただいたように、現在1名の正規職員、それがチーフ調理員という学校も多数ございます。今回、欠員になったところは、まず一つは栄養教諭がおられたので、栄養教諭の先生にフォローいただいている部分、それと嘱託調理員につきましては、勤務時間が短いですが、現在の新嘱託でも平成元年から採用を行ってมาますので、採用年数15年ぐらいと、比較的嘱託調理員の経験年数も全般的に相対的に非常に長くなっているというところではございますので、勤務時間が足りない部分は、超過勤務というようなことでの対応は、短期間であれば、対応できるというふうに考えております。ですが今回、9月1日、2学期に合わせた人事異動、やはりチーフ調理員が長期的には必要であるということから、この欠員の間は、何とかそういう形で対応をしておりますけれども、一日も早くチーフ調理員の配置が必要であるかなというふうに考えております。</p>
前川委員	<p>一番望ましい形で、今回こういうことをお知らせいただいたのでよかったと思います。その間についても、超勤などの対応でしっかりと調理業務ができていますということで、安心しました。ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>ほかには、ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第18号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に一般報告①「令和元年度 施策評価シートについて」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>令和元年度、施策評価シートにつきまして、最終版がまとまりましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。施策評価の内容につきましては、7月10日の懇談会で、各所管部長より説明させていただきましたので、今回、改めての説明は割愛させ</p>

<p>重松教育長</p>	<p>ていただきます。</p> <p>今回の修正は、補足として記載しておりますが、政策局から修正指示があった箇所や、事務局で再点検した結果、見直す必要があると判断した箇所について、文言や指標等を修正したものでございます。</p> <p>次ページからのシートに、少し見にくくて申し訳ないですけども、下線で明示している箇所が、前回のご説明以降、修正した箇所となっております。ご確認くださいませよう、お願いいたします。</p> <p>なお、この資料は9月議会の決算資料として、既に各議員に配付されております。また、10月下旬には市ホームページで公表される予定となっております。</p> <p>説明は終わりました。本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。なければ一般報告①を終了します。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>一般報告②「教育委員会所管 平成30年度決算の概要について」を議題とします。教育企画課長、お願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>教育委員会所管、平成30年度決算の概要につきまして、お手元の資料でご説明いたします。資料1ページをお開きください。</p> <p>「教育費歳出決算総括表」の上から2行目、太字で記載している教育費の欄をご覧ください。</p> <p>平成30年度の予算現額216億2,811万4千円、支出済額195億6,255万1,856円、翌年度繰越額8億5,325万6,000円となっており、不用額は12億1,230万6,144円、執行率は94.2%でございます。また、カッコ書きで記載しておりますが、一般会計の支出額に占める教員委員会所管分の教育費の割合は、11.3%となっております。</p> <p>前年度と比較しますと、支出済額につきましては、6億4,230万6,710円、3.4%の増となっており、一般会計に占める教員委員会所管分の教育費の割合も、0.1ポイントの増となっております。</p> <p>以下、内訳を性質別に記載しておりますので、それぞれの支出済額の欄をご覧ください。</p> <p>人件費や物件費などの「消費的経費」は、155億5,271万1,885円、校舎の増改築など「投資的経費」が39億4,508万8,315円、積立金や貸付金など「その他の経費」が6,475万1,656円となっております。</p>

「消費的経費」ですが、前年度に比べ、3億7,824万4,951円の減額となっております。主な理由は、「人件費」で、退職手当の減や、正規職員の減など、1億9,339万5,567円の減額となったことや、「その他」で、PCB廃棄物処分等にかかる委託料の減など、1億8,484万9,384円の減額となったためでございます。

次に「投資的経費」では、前年度に比べ、9億8,794万6,807円の増額となりました。主な理由は、香櫨園小学校の校舎増改築工事や西宮東高校ホールの天井耐震化工事などの実施によるものです。

次に「その他の経費」につきましては、前年度に比べ、3,260万4,854円の増となっております。これは主に、学校給食に係る前年度の収支差額を学校給食費基金へ積み立てしたことによるものです。

なお、「翌年度繰越額」の、8億5,325万6,000円ですが、国の交付金の対象事業として、確実かつ有利に交付金を得るため前倒しで3月補正予算に計上し、翌年度に繰り越したものと並びに、ブロック塀改修工事について近隣との調整に時間を要したことによるものです。

次のページをご覧ください。2ページから7ページの表につきましては、一般会計歳出決算額の教育委員会所管分につきまして、予算事業ごとに執行状況をまとめ、支出済額の対前年度比較における主な増減理由、不用額の内容、翌年度繰越額の内容を記載したものでございます。

また、8ページ、9ページの表は、投資的事業につきまして、予算現額、決算額、29年度からの繰越額や主な事業等の説明をまとめたものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページ「4 一般会計歳入決算状況」の一番上の行、教育委員会所管分の歳入は、予算現額31億2,872万1,000円、決算額は28億9,728万7,246円でございます。

増額の主なものとしましては、10ページの中ほど、款45国庫支出金、項05国庫負担金、目50教育費国庫負担金で、香櫨園小学校の校舎増改築工事や、深津小学校の校舎増築工事に対する、国の負担金で1億1,914万8,000円の増でございます。

減額の主なものとしましては、13ページの中ほどでございます。款75諸収入、項90雑入、目90雑入のうち、学校給食費負担金収入で、食数が減少したこと等により2,431万9,113円の減となっております。

15ページは教育費決算額の推移表でございます。過去10年分を記載しておりますので、参考にご覧ください。

	<p>なお、この資料は議会提出前となっておりますので、備考欄の文言等、若干修正する場合がございますのでご了承ください。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原委員	<p>結局、予算で立てたものの執行されなかった分が、20億円ぐらいあるということですね、この内訳として大きなものとしては、事務局費の職員の給与費や、35番の教育会館解体事業費が不用になった、そういった見方でよろしいですかというところをお願いします。</p>
教育企画課長	<p>確かに人件費等につきましては、職員の休職等に伴う分の不用額でありますとか、そういったものが主なものになってくるかと思えます。</p> <p>後は、多いところでいいますと、光熱費等も多めに、多くといいますか予算ごとに分かれていますので、まとめるとやはり光熱費等も緊急対応用ということで、若干多めにとっておきまして、緊急の必要がなかったということで、不用額が出る。</p> <p>そういった形でいきますと、後、工事請負費、修繕費、そちらにつきましても、緊急対応用ということであらかじめ予算は余裕を見て取っておきまして、緊急対応が必要でないというところが、不用額という形であらわれております。執行率的には94.2%ということになっておりますので、残りの5.8%ぐらいが不用ということになってまいります。</p>
藤原委員	<p>ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>ほかには、ございませんか。</p> <p>この予算については、昔だったら、その年のうちにできる限り執行しろというのだったのが、予備や何かあるので、基本的にはもう、余ったら返せという方針に変わってきていると思います。その意味でいったら別に、これがペナルティーになってない。それが削られるなどはないですね。</p>
教育企画課長	<p>一定、補正予算等で12月補正というのが大体中心になってくるんですけども、そこで当然、不用額を落とすということになります。昔みたいに使い切り予算といいますか、さも使い切らないと次の年に予算がつかないよということではなくて、12月補正で予算を落としましたら、次の年の予算でありますとか、ほかの</p>

長岡委員	<p>事業に使えるということで、12月補正を中心として、不用なものを落とすと。実際に作業いたしますのは、10月ごろになりますので、下半期の執行状況を予測しまして、ある程度の余裕を見て、それが結果として不用になったということです。来年度の予算に影響するということはありません。</p> <p>執行率94%なんですけど、逆に、年度途中で急遽要るようになって、補正予算を立てるようなことは、この30年度はなかったんでしょうか。</p>
教育企画課長	<p>当然、先ほどの工事費の方の関係等もございますけれども、もちろん国の予算が、例えば、前倒しで事業を実施するとなりますと、予算を増額補正するといった例はございます。</p> <p>さらに言いますと、少し細かい資料を今は持ち合わせてないんですけれども、当然、修繕費でありますとか、ほかの費目につきましても事業を行っていく上で、どうしても必要であるというふうなところの費目につきましては、それぞれ補正の時期がございますので、補正予算として計上するという形になります。</p>
長岡委員	<p>ありがとうございました。</p>
重松教育長	<p>ほかには、ありませんか。</p> <p>よろしいですか。では、なければ一般報告②を終了します。</p> <p>次に、一般報告③「児童・生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ一般報告③を終了します。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>これを持ちまして、第6回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>